4月14日 福井地裁民事第2部、樋口英明裁判長・原島麻由裁判官・三宅由子裁判官は一つの命令を出した。

主文:1. 高浜発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。

2. 申し立て費用は債務者の負担とする

司法が再稼働を阻止するという歴史的瞬間だった。その二日後の16日申立人代表 と弁護人で関電本社を訪れ、司法の決定を厳粛に受けとめ、原発依存の経営方針を根 本的に転換するよう懇々と要請したが、聞いてもらえず、関電側はおそらく判決文を 丁寧に吟味することもなく異議申し立てを行った。私たちは改めて、訴訟を行うこと になるが、その間も再稼動はできないのである。昨年5月21日の歴史的な大飯判決 の翌日も原告の一人として、弁護団と共に関電本社に申し入れをしたが、対応の仕方 からも、その逼迫さは一層深刻さを増しているように見受けられた。同行者の一人は、 敗戦直前の日本軍のように張子の虎だね、と語った。私たちが仮処分の申し立てをし たきっかけは、原子力規制委員会が今年2月12日に、新規制基準を満たしていると して、川内原発に次いで、高浜原発3・4号機についても審査合格書をだしたことに よる。フクシマの後始末の見通しさえ立っていないというのに、たかが赤字解消だけ を理由に、またもやフクシマの再現が許されていいのか。すでに許可が下りてしまっ た川内、高浜の再稼動だけは何としても食い止めねばならぬ。しかし、反対運動の現 状で、いったいどんな有効な方法があるのかと悶々としていた時、弁護士から、リス クはあるけど仮処分の申し立て人になる方法があると告げられた。リスクとは負けた 場合に関電側から請求される損害賠償のことである。ささやかな老後資金がないわけ ではないけど、再稼働を一日でも遅らせ、その間に世論を喚起する時間が手に入るな らば、何を惜しもうと8人の仲間と共に原告に名を連ねたのだった。この申し立てを 受理したのが、入魂の大飯判決文を世に送り出した、福井地裁民事2部の3人の裁判 官であったことは、本当に天佑としか言いようのない幸運であった。

仮処分の審尋は非公開だが、申立人と代理人は出席できる。陪席はなく裁判長一人の対応だった。審尋は2回開かれた。1回目は1月28日。裁判長はいきなり、「350ガルから700ガルに数字を上げているが(新設置基準に合わせるために)耐震補

強工事はしたのですか、する予定はあるのですか」と質問された。返答がないので、 「12人乗りのエレベーターを16人乗りに変更する時には、ワイヤを太くするとか、 補強工事をするでしょう?」関電側は、ひそひそ打ち合わせがあってから、「もともと ゆとりがあるから大丈夫です」といった意味のことを蚊のなくような声でのべた。重 要免震棟がどうなっているかについては書面で遅くとも3月4日までに出すように。 次回を3月11日とすると告げて閉廷。第2回の審尋では申立人側は、規制委員会の 設置変更許可が既に出てしまっているので、今日をもって審理を終え、一刻も早く決 定を出していただきたいと発言。これに対して、樋口裁判長の判断は① 高浜について は規制委員会がすでに設置変更許可を出しているので、保全の緊急性がある。既に機 は熟しているので、本日で審理を終結する。決定をする期日は、決まったら、その5 日前までに双方に告知する。② 大飯3、4号については、5月20日に審理を続行す ると告げられた。この発言中に、関電の代理人は、何回か立ち上がって、裁判長の発 **|言を遮り、「まあ聞きなさい」と裁判長に制止される場面が一度ならずあった。専門家** の意見書を出したいから決定延期を要求するというものだったが、聞き入れられない と見るや憤然と立ち上がり、「3人の裁判官の忌避を申立てます」と発言した。「忌避 の理由書を出しておいてくださいよ」と、裁判長は淡々と応じて閉廷になった。いっ たいどうなる事かと息をのんだのだが、裁判長忌避は100%認められることはない だろうという井戸弁護士の説明に、ひとまずは安どした。関電側は翌12日に「理由 書」を提出、13日福井地裁刑事部は「裁判長忌避」を却下。高裁へ即時抗告をする 期限は3月20日。予想通り、期限ぎりぎりに抗告、4月9日になってやっと高裁で 忌避却下の決定が出た。このようなハラハラドキドキを経て、決定日は5日後の4月 14日(いヨイヨ!)と、やっと待ちに待った日が確定したのである。彼らの「忌避」 戦術は破たんした。結論ありきの拙速であると世間に印象づける狙いであろうが、私 が傍聴でみた限りでは、大飯裁判でも進行中の控訴審でも、裁判長の要求する書面を 出し渋って、時に樋口裁判長を辟易とさせてきたのが関電側であった。そもそも審尋 ではあらかじめ双方が書面を存分に提出し、(わが弁護団は段ボール10箱分!と聞い ていた)なお不明の箇所を口頭で裁判長が問うという形式だから、土壇場になって、 書類提出は怠慢か、意図的な引き延ばし以外の何物ではない。

当初の予想よりも、決定が出るまで、大幅に時間の遅れが生じたが、よくぞこの程度の妨害で事なきを得たと思う。夢にまで見た「再稼動禁止命令」がまだ信じられない思いでいる。弁護士や裁判所の陰のご苦労を思う。「司法はやっぱり生きていた」のハタが庁舎の階段を駆け下りていく。思わず、ヤッター!と天に向かって叫んでいた。

決定理由としては、免震重要棟ができていないこと、使用済み核燃プールが強固に おおわれていないこと、地震の想定が甘すぎること、規制基準そのものが甘すぎるこ となどが述べられているが、そのすべては、フクシマ事故を二度と起こしてはならぬ という強い意志が滲んでいる。大飯判決文で既に、規制委員会の基準といえども、憲 法に照らし裁判所は踏み込んで判断をするとしていた。権威に頼らず、自らフクシマ 事故の原因を追い求める中で行き着いた原発の弱点が5項目に集約された。水戸巌が 「原発は滅びゆく恐竜である」で述べている「専門家に任せるな。論理を持て。余計 な知識は時には真実を見る目を曇らせることさえある」の記述を思い出す。3・11 以前の原発裁判のほぼすべてが、専門性の煩雑な迷路に誤誘導された裁判官が、最終 的に「権威」に頼り、原発にフリーパスを与えつづけた結果がフクシマであった。反 原発の知を結集し、絶対負けられぬと心血を注いだ東海裁判も、判断停止の裁判長が 立ちはだかる国策の壁を破れなかった。樋口裁判長はその愚を繰り返さなかったので ある。「地震学の理論上導かれる最大数値が700ガルであるというが、20か所にも 満たない原発のうち4つの原発に5回(字際は7回)もそれをはるかにしのぐ地震動 が、この10年足らずの間に到来している事実を見よ」と誰も論破できない事実を据 えて規制委員会を論破した。放射能から守られる免震重要棟があったから吉田所長は 指揮をできたが、未完成のまま許可を出すのかと。3・11以前の司法はフクシマ犯 罪のA級戦犯であり、その不信は容易に拭えるものではないが、この3人の裁判長は、 司法への信頼をつなぎとめてくれた。こんなに嬉しいことはない。4月17日、弁護 団は原子力規制委員会に、高浜の後続する検査をはじめ、すべての原発についての、 何ら安全性を保障しない無意味な検査を中止するように文書で求めた。一方世論調査 はこの仮処分決定を支持する人が67%(『毎日』)、65,7%(日テレ調査)に上る と報じた。時代は大きな転換点を迎えたといっていい。原発ゼロへの一歩を大きく踏 み出したのである。

しかし、原子力ムラという頑迷な壁を破るには、まだまだ忍耐強い戦いが要求されることだろう。前掲書で水戸巌はこうも警告を発している。「原発には二つの危険がある。現実に事故が起きる危険。もう一つは何十年にもわたって、子孫に毒物を残すという危険。その間人は**その毒物を管理し続け、それによって、われわれが管理され、抑圧されることに必ずなるという危険である」。**民主的権利を手放すことなく原発なき故郷づくりへの王道を歩もう。